

シテん後大道局より逐條的説明ヲ為シ又ノ之
ニ対し馬場立四三、北牧孝三等より處罰規定改
正、一件、二重負銀粉撲廢一件、豫備給時令改正
一件等一回答要領ヲ得ストシニ、三箇單十人質問
アリ又外格別質問ヲナシ同三時三十乞會
見テ終り代表者等ハ皆トモ自詡會本部ニ引揚
ケ文ルハ前報ノ如ク中央委員會ヲ端キ回答書ヲ
審議シ今後、懲處ヲ決定スル確定ナリ

及申一通一報候也

「附記」 優顧深頃に對する回答書

(原文の後)

名課
通

一、共済組合事業部管理権獲得の件
共済組合の事業部を同組合より離して統消費組合と為し組合員管理の下
に經營するは理想として可なりがも資金の運用其他の事由に依り未だ其の時期
に非すと思料す

然れども速達の進展に伴ひ組合の組織に相當改善を加ふ時は時宜に適するの措置
耳りと認為る所以健康保険組合の例を参考し将来の常務委員を理事に改め
選任及び選出の評議會に於て互選し組合長は選任による理事中より理事二名を選
舉するとなす

二、運動率による費共減免率改正の件

意興は共の性質上一期間に於ける勤勉獎励の意味を以て支給するものなりか故
に運動に付し相當の減免を為し且一期間中一定の出勤日數に達せざる者を除
外するは當然の措置に屬す而して運動獎励に在りては其の一人の支給は業務の
遂行上多大の支障を來す場合勘案からううに依り一般に以て勤務減免率を重へ
ら一もろは亦可むを得べくの結果なり

三、處罰規程改正の件

罰の結果が實業界給付料其他に対する影響を及ぼすことは實の場合に於ても